

## 判例9

・自家脂肪注入による豊胸術について、担当医師らに手技上の過失は認められなかったが、説明義務違反が認められた事例。

### 裁判所

東京地方裁判所 平成17年11月24日判決

### 争点

- ①手技上の過失の有無
- ②担当医師らの説明義務違反の有無

### 事案

- ・患者（昭和36年生、女性）は、長女を出産後、乳房がやや下垂するようになり、二女出産後の平成3年ころ、甲クリニック（美容外科）において200から220cc程度の生理食塩水バッグを用いた豊胸術を受けた。
- ・患者は、三女の出産・授乳を終えたころから、乳房全体の下垂が目立つようになったため、再度豊胸術を受けることとした。
- ・患者は、既に挿入されている生理食塩水バッグはそのままにして、乳腺下に脂肪を注入すれば、乳房の下垂を改善できるのではないかと考え、平成16年3月ころ、被告クリニックに、数回電話相談をした上、被告クリニックにおいて脂肪注入による豊胸術を受けることを決意した。
- ・患者は、4月30日に被告クリニックを受診し、5月1日に自家脂肪注入による豊胸術を受けることとした。
- ・患者は、5月1日午前9時ごろ被告クリニックを訪れ、診療録に住所、氏名等を書き込み、身長及び体重の測定を受け、手術代金の見積書を作成してもらい、身体の寸法計測や写真撮影を受け、治療費の支払のためのクレジット契約の申込書類を作成したが、その最中に、術前注意事項細目等の書面を渡され、指示されるままに署名をし、X線撮影を受け、午前10時03分ころまでに血液検査を、午前10時27分ころ心電図検査を受けた。その後、手術が開始され、患者の左右の臀部から大腿部にかけての脂肪が合計約300mlほど吸引され、患者の左右の乳房に注入された。その際、甲クリニックで挿入されていた生理食塩水バッグは抜去された。

### 損害賠償請求額

- ・患者は、手術で希望していた結果が得られなかったことから、被告クリニックの担当医師らに手技上の過失や説明義務違反があったなどと主張して、被告病院を開設する法人に対し、損害賠償請求訴訟を提起した。

請求金額 合計961万1,820円

### 判決による請求認容額

一部認容（認容額357万660円）

認容額の内訳

- ①治療費用 169万9,500円
- ②通院交通費用 2万1,160円
- ③慰謝料 150万円
- ④弁護士費用 35万円

## 裁判所の判断

- 争点①の自家脂肪注入による豊胸術の手技上の過失は否定したが、争点②の説明義務違反を認定した。